

## 第 571 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 4 月 7 日（火）午後 1 時 32 分から午後 2 時 7 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（12 人）

1	茂木 比呂志	2	平野 弁一	3	磯貝 昭一	4	鈴木 伸江
5	大後 護			7	小柴 賢次郎	8	神子 恒
		10	稲村 耕一	11	澤邊 治之	12	森田 泰彰
13	鈴木 昇	14	白井 和子				

4 欠席委員（2 人）

6	渡邊 和巳	9	川口 寛市				

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

専決処分の報告について

第 571 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>皆様こんにちは。委員の皆様には、ご多忙のところ第 571 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は、4 月 1 日に農業委員会事務局長を拝任しました、茂木です。よろしく願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、2 点報告があります。</p> <p>(新型コロナウイルス対応と農業委員会の開催について)</p> <p>1 点目は、新型コロナウイルスについて、緊急事態宣言が出されるとの報道がある中で、皆様にお集まりいただき、定例農業委員会を開催しています。</p> <p>この農業委員会総会について、全国の自治体においても、このような状況にある中で開催するののかについて、農業会議への問い合わせがあったことから、農業会議から農林水産省に問い合わせたとのことです。</p> <p>回答ですが、農業委員会の総会は、委員の同時進行による議案に対する議論が必要であるため、委員が集まるか、またはウェブ会議、テレビ会議のように同時進行できる会議方法であれば良いとのことです。</p> <p>当市では、ウェブ会議等を開催できるシステムを保有していないため、本会のように開催させていただくことについてご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>また、今後も申請者の不利益とならないような形で、できる限り総会は開催したいと考えております。</p> <p>定例での開催では、会議開催の定足数に満たない場合は、会長と相談の上、対応していきたいと考えております。</p> <p>(農業委員会事務局の人事異動について)</p> <p>2 点目ですが、今年度の事務局人事異動について報告いたします。</p> <p>転出ですが、事務局長でありました庄司が、建設経済部長に転出しており</p>

局長	<p>ます。</p> <p>また、昨年度まで、農林水産課が農業委員会事務局を兼ねておりましたが、今年度から農業委員会事務局の専任職員が2名配置されたことに伴いまして、昨年度係長の高橋、書記の今村、平野、夏目は兼務が解かれ、農林水産課の専属となっております。</p> <p>転入者ですが、お手元にあります事務分掌をご覧ください。</p> <p>事務局長は、先ほどもお話ししておりますが、私、茂木で建設経済部の次長も兼ねておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、昨年度書記の赤井聖が、庶務係長に昇格し、事務局の庶務、委員会の会議、予算決算などを担当します。</p> <p>また、新たに配属になりました、樋口書記については、農地法3条、4条、5条や農業者年金、遊休農地等を担当します。</p> <p>以上の体制で進めてまいります。事務局の仕事が初めての者もおりますので、皆様方にご迷惑をかけることあるかと思いますが、ご指導の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、</p> <p>6番渡邊和巳委員、9番川口寛市委員が欠席となっております、14名中12名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第6条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>(議長挨拶)</p> <p>— — — 議長挨拶 — — —</p> <p>(報告連絡事項)</p> <p>令和2年3月26日に君津市文化ホール開催の君津市農業協同組合第28</p>

	<p>回通常総代会は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い規模縮小し実施し、来賓の出席を求めないこととしたため、出席せず。</p> <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 571 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>3 番磯貝昭一委員、4 番鈴木伸江委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 10 番稲村耕一委員お願いします。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>説明 (1 号 1 番)</p> <p>議案第 1 号 1 番について申請地を 4 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>J A きみつ富津経済センターより東の方向約 400m と、南の方向約 600m に位置する農地です。</p> <p>権利者は農業経営の規模拡大、義務者は離農を希望していたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 2,167 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、8,135 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案を承認する委員の挙手を求めます。 （挙手全員）</p> <p>挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号1番は承認といたします。</p> <p>議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を1番茂木委員をお願いします。</p>
茂木委員	<p>説明（1号2番）</p> <p>議案第1号2番の申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧天羽東中学校より南東方向約1.3kmに位置する農地です。</p> <p>権利者は、7年前から大田和地区に倉庫と土地を取得し、地区の方々と</p>

	<p>交流していました。</p> <p>その中で、水稻栽培をやめる話を聞き、農地を保全していきたいと考え、新規に就農するため、今回賃借権の設定をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、水稻、山わさびの栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>事務局説明</p> <p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、今後、義務者が離農を希望している申請地を取得、耕作し、新たに就農することを目的とした申請であります。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は5,376㎡です。</p> <p>権利者は申請地の取得により、農業委員会が定める下限面積5,000㎡を超える為、基準を満たしております。</p> <p>機械、労働力については、刈り取り等の一部作業を委託、機械を借用し、技術についても、同品種を栽培している農業者に助言を得ながら耕作を行っており、問題ないと考えます。</p> <p>なお、本案件は、新規就農に関する営農計画のため、先ほど会長からお話がありましたとおり、本総会に先立ちまして、令和元年12月20日に運営委員会で権利者による営農計画等の説明を受け、審査を行っています。</p> <p>以上です。</p>
事務局（赤井）	<p>1点訂正があります。先ほど申請地を取得と説明いたしましたが、賃借の設定ですので、訂正させていただきます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたとおり、新規就農者ということで、運営委員会を開催していますので、磯貝運営委員長から報告をお願いします。</p>

<p>磯貝委員長</p>	<p>それでは、私から令和元年 12 月 20 日に運営委員会を開催しましたので、その結果を報告いたします。</p> <p>当日の運営委員の出席者は 6 名の出席でした。欠席者は 2 名です。さらに説明者として申請者、担当地区農業委員、事務局が出席しました。</p> <p>審査の過程において、事務局と申請者から、営農計画の説明を受け、併せて耕作予定地を確認しました担当農業委員の所見の報告を受けました。その後、質疑応答を行ったところです。</p> <p>その中で、収穫等の作業につきましては、一部委託するなどしていることについては、相手の都合もあることから作業受託者と早めに相談しておくこと、このような意見がありました。</p> <p>その後、市内において農地の賃貸借権を設定し、営農を行う者として適格であることについて採決を行った結果、出席した運営委員全員の賛成となりました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>運営委員長の報告は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p> <p>次に、議案第 1 号 3 番につきましては、3 月の総会において、承認された案件でありますので、説明を事務局お願いします。</p> <p>説明（1 号 3 番）</p>
<p>事務局（樋口）</p>	<p>議案第 1 号 3 番について説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p>

議長	<p>本件は、2月定例総会で農地造成後に耕作を開始するとして、3条の申請と併せて、農地造成と進入路の転用について5条申請をご審議いただき、3条は付帯条件付きの許可となり、5条は許可相当となりましたので、5条申請につきましては君津農業事務所に進達しています。</p> <p>このことについて、2月定例総会後に権利者から、農地造成について埋め立てを行う山砂の量を最小にしたいとの申し出があり、造成計画を再検討したところ、かさ上げる平均高さが1m未満、埋め立ての期間が3か月以内となり、許可を要しない、軽微な農地改良にあたるものとなりました。</p> <p>このため、2月23日に農地造成の許可申請について取り下げ願いの提出があり、記載内容等に不備がなかったため受領しております。</p> <p>また、この取り下げ願いの受領により、先月ご審議いただきました、3条の付帯条件付き許可につきまして、許可することとした条件と合わなくなりますので、造成の許可申請の取り下げに併せて、3条についても一度、申請を取り下げ、今回改めて申請することとなりました。</p> <p>前回ご審議いただきました内容との変更点につきましては、農地造成、農地のかさ上げを行った後に耕作を開始することとしていましたが、本件の申請につきましては、天地返しを行い、特に水はけの悪い箇所について山砂を入れ、作付けを行うこととしています。</p> <p>その他、下限面積要件、機械、技術、労働力につきましては、前回ご審議いただきましたとおりです。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p>
----	---

	<p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p><b>【議案第2号】</b></p> <p>次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>次の議案第2号1番、次の議案第2号2番は、権利者が同一で申請理由が関連していると思われませんが、事務局の説明をお願いします。</p> <p>説明（2号1番、2番）</p> <p>本議案につきまして、1番は駐車場及び進入路、2番は進入路及び看板設置ですが、両議案は、令和元年6月26日付で許可を受けた資材置き場兼駐車場の拡張に伴う転用申請となっております。申請書に添付されている事業計画は同じもので提出されています。</p> <p>以上です。</p>
事務局（赤井）	<p>それでは、議案第2号1番、次の議案第2号2番は、一括で審議し個別に採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>それでは、一括で審議をいたします。</p> <p>担当委員の現地調査及び説明を12番森田泰彰委員をお願いします。</p>
議長	<p>議案第2号1番と2番について申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津保育園より北の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、資材の搬入出でトラックが通行する際に前面道路が狭いことから、安全確保のため進入路に拡幅し、併せて看板を設置するとともに、現在の資材置き場内でトラックの転回スペースを確保するため、資材置き場及び従業員駐車場の拡張のため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p>
森田委員	

<p>事務局（赤井）</p>	<p>以上です。</p> <p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は、許可済み地の地面と同じ高さまで埋め立て、かさ上げを行います。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、雨水等の排水については、埋め立てに伴い排水が滞らないよう、排水管を設置し、現在放流されている側溝に放流することとしています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置き場及び駐車場用地、また進入路及び看板設置として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>

	<p>次に議案第2号3番につきまして、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p> <p>説明（2号3番）</p> <p>議案第2号3番について申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約150mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、権利者の資材置き場に余剰がなくなり、利便性から拡張したいと考え、所有者に申し入れたところ話がまとまったことから、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は、現状のまま使用し、埋め立て等はありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然排水としています。</p> <p>資金については、土地取得費用に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置き場用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p>

<p>事務局（赤井）</p>	<p>「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p>次に議案第2号4番につきまして、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p> <p>説明（2号4番）</p> <p>議案第2号4番について申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>J A きみつ大佐和支店より南西の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在使用している自動車修理工場が、建設当時から敷地面積に不足があり、普通自動車サイズの修理を行っていますが、今回、経営拡張のため、大型車両の修理を行うことができる自動車修理工場用地とするため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地は、原則転用はできませんが、例外として許可することができますとされているものがあります。</p> <p>例外的に許可できる用途として、農地法施行令第4条第1項第2号ハ及</p>
----------------	---

	<p>び第11条第1項第2号ハに規定する特別の立地条件を必要とする事業の用に供する場合であつて、農地法施行規則第35条第4号に規定する流通業務施設、休憩所これはドライブイン等のことですが、及び給油所やそれらの類似施設は例外として許可できるとしています。</p> <p>千葉県農地転用関係事務指針では、車両の通行上必要な自動車修理工場も類似施設に該当するとしていることから、本件につきましては、例外的に許可できる用途と考えられます。</p> <p>転用の内容について、造成は、再生コンクリート塊使用して、前面道路の高さまでかさ上げ後、コンクリート叩きにより敷地内を整地します。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水・雨水については敷地内にU字溝を設置し、前面道路の側溝に放流することとしています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>自動車修理工場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号につきまして、担当委員の現地調査及び説明を11番澤邊委員</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>お願いします。</p> <p>説明（3号）</p> <p>議案第3号の申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津中央インターチェンジより東方向約1.35kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は鬼泪山において山砂・山砂利採取事業を行っております。</p> <p>当該地は平成11年2月1日付けで山砂・山砂利採取事業に伴う資材置場用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。</p> <p>採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（赤井）</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、山砂・山砂利採取事業に伴う資材置場用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更の承認申請を行うものであります。</p> <p>内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号は承認されました。</p>

議長	<p>【専決処分報告について】</p> <p>次に市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」報告を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、</p> <p>1番から2番につきましては、太陽光発電用地として賃借権を設定するもので面積は、1番が769㎡、2番が1,947㎡です。</p> <p>3番につきましては、事務所及び倉庫用地として所有権移転するもので、面積は352㎡です。</p> <p>本届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p>
事務局（赤井）  局長	<p>説明</p> <p>——市議会議員選挙について——</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員及び農地利用最適化推進委員は特別職の公務員であることから、公職選挙法等法令を遵守し、選挙運動について不明なことがあれば事務局に相談すること。</li> </ul> <p>——農業委員会の歓送迎会について——</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの対策に係る3密を避けるため、例年開催している農業委員会歓送迎会については、当面の間延期とする。</li> </ul>

議長

皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして第 571 回の定例農業委員会を終了します。

なお、次回農業委員会総会は 5 月 7 日火曜日 場所は 401 会議室で午後  
1 時 30 分から開催いたします。

閉会 午後 2 時 7 分